

吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に係る  
環境影響評価書に対する市長の意見

平成17年（2005年）11月

吹田市

本事業計画は、人口が密集した都市部住宅地域に新たに貨物ターミナル駅及びそれに伴う貨物専用道路を建設しようとするもので、関係地域面積が大きく工事期間も長期にわたる事業である。近接する住宅等周辺地域に対する特段の環境配慮が求められることから、事業者は市長の準備意見を尊重するとともに、環境影響評価書に記載された環境の保全のための措置を確実に実施するよう求めるものである。更に、事業者は本評価意見書の内容を確実に遵守し、事業全般を通じての環境負荷がより一層低減されるよう努め、本事業が環境に十分配慮したものとなるよう真摯に取り組まれることを求めるものである。本評価意見書は環境影響評価書について寄せられた多数の住民意見書の内容についても考慮して作成したものである。事業者は本評価意見書により求めた意見を尊重し、誠意を持って環境対策を講じることを求めるものである。

#### 大気汚染

1. 本建設事業で使用する建設機械については、今後の技術開発及び法規制の動向を見極めながら、最新の大気汚染対策技術を積極的に採用すること。
2. 本貨物駅で使用するフォークリフトについては、今後の技術開発及び法規制の動向を見極めながら、最新の大気汚染対策技術を積極的に採用すること。
3. 本貨物駅で使用する貨物車両入替用機関車については、大気汚染を低減する観点から可能な限り電気機関車とすること。なお、ディーゼル機関車によらざるを得ない場合でも、現在使用されている入替用ディーゼル機関車は老朽化した形式のものであり、環境負荷を低減した新型入替用ディーゼル機関車の開発を促進し、それを本貨物駅で積極的に採用すること。
4. 本貨物駅に出入りする大型貨物自動車については、開業時点における最新排出ガス規制に適合した低公害車等とし、特に大口の運送事業者に対しては低公害車等の使用をJR貨物と運送事業者間で締結する契約書で担保すること。また、中小企業に対する誘導策について検討して低公害車等の使用を促進し、その結果を関係機関に報告すること。

#### 水質汚濁

5. 本事業に伴う水質汚濁が発生しないよう、事業者が実施するとした対策を確実にを行うこと。

#### 騒音 振動

6. 工事関連自動車の車種構成については、台数の減少と合わせ低公害車等を使用することにより環境負荷の低減を図ること。

7. 本貨物駅で使用する貨物車両入替用機関車については、発生騒音を低減する観点から可能な限り電気機関車とすること。なお、ディーゼル機関車によらざるを得ない場合でも、現在使用されている入替用ディーゼル機関車は老朽化した形式のものであり、環境負荷を低減した新型入替用ディーゼル機関車の開発を促進し、それを本貨物駅で積極的に採用すること。
8. 貨物関連自動車の走行騒音を低減するために、貨物関連自動車については、低騒音型車種への転換が図られるよう運送事業者に求めること。

#### 土壌汚染

9. 本事業計画地内の一部で鉛及び砒素による土壌汚染が確認されていることから、本事業に伴う土壌汚染が発生しないよう、事業者が実施するとした対策を確実に行うこと。

#### 日照阻害

10. 本事業に伴う日照阻害が発生しないよう、事業者が実施するとした対策を確実に行うこと。

#### 電波障害

11. 本事業に伴う電波障害が発生しないよう、事業者が実施するとした対策を確実に行うこと。

#### 動植物

12. 設置する統一型遮音壁の外壁部分や法面の緑化を実施する際には、単一植生とならないよう植物種の選択に配慮すること。また、使用する植物種については、在来種が望ましい。なお、植物種の決定に当たっては、関係機関との協議を行うこと。

#### 景観

13. 設置する遮音壁については、科学的な遮音性能が保証されることを前提としつつ、設置場所の周辺にもたらす圧迫感についても考慮する必要がある。景観を考慮した複数のデザインが選択可能であることを住民に示し、仕様の決定に際しては可能な限り住民の意見を反映すること。住民意見の聴取（アンケート等）に当たっては、住民がデザインや遮音効果の差異を十分に理解した上で回答できるよう工夫を行うこと。

#### 文化財

14. 埋蔵文化財については、市教育委員会、大阪府教育委員会等の関係機関と十分協議を行い、

その指導に従って事前に必要な調査や工法の工夫を行うなど適切に対応し、事業の実施が埋蔵文化財に対して極力影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

#### 廃棄物・発生土

15. 本事業が鉄道敷地内において実施されることから、建設等に必要な資材や本事業の実施に伴い発生する廃棄物、発生土及びバラストの運搬については、可能な限り貨物列車による運搬を行い大型自動車の走行量を低減すること。また、今後、貨物列車の運用内容が具体的になった段階で関係機関に報告すること。

#### 地球環境

16. 建設及び施設の稼働については、事業者が実施するとした地球環境への配慮を確実に行うこと。

#### 全般的事項他

17. 工事期間が長期間にわたることから、事業者は工事中における事後監視の経過を可能な限り定期的に市に報告すること。
18. 現存する施設の解体撤去に際しては、アスベストの使用の有無を詳細に調査し、もし使用されていた場合には科学的に的確な措置を行うこと。

#### 付帯意見

19. 本事業の実施により環境影響を受ける地域に対する総合的な環境対策の一環として、下り貨物線についても騒音低減効果が期待される区間のロングレール化に積極的に対応すること。
20. 貨物関連自動車が定められた経路を走行することを担保するために、GPS（全地球測位システム）の活用等により走行経路の管理に努めること。
21. 工事中においても関係地域住民の求めがあった場合には、工事の実施状況を住民が監視するための協議会等の組織を設置すること。

以上